

地域再生基本方針の一部変更について

〔平成26年4月25日
閣議決定案〕

地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

別表を別紙のように改める。

別 紙

別表（地域再生計画と連動する施策）

（※１）プログラム分類の欄について、「雇用再生」は地域の雇用再生プログラム、「つながり」は地域のつながり再生プログラム、「再チャレ」は地域の再チャレンジ推進プログラム、「交流連携」は地域の交流・連携推進プログラム、「産業活性」は地域の産業活性化プログラム、「知の拠点」は地域の知の拠点再生プログラム、「温暖対策」は地域の地球温暖化対策推進プログラム、「その他」は各プログラムに属さない横断的に地域再生に役立つ施策群。

（※２）特定政策課題の欄について、地域再生基本方針３の３）特定政策課題の具体的テーマの設定①のイを「健康まちづくり」、①のロを「郊外団地再生」、①のハを「中山間地域」、②のイを「６次産業化」、②のロを「再生可能エネルギー」としている。

施 策 名	施 策 概 要	府 省 庁 名	プログラム分類							特定政策課題のテーマ分類					
			雇用再生	つながり	再チャレ	交流連携	産業活性	知の拠点	温暖対策	その他	健康まちづくり	郊外団地再生	中山間地域	6次産業化	再生可能エネルギー
地域再生基盤強化交付金	地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を行う。	内閣府 農林水産省 国土交通省 環境省								◎	◎	◎	◎	◎	◎
地域再生支援利子補給金	認定地域再生計画に記載されている事業を行う事業実施者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給するもの。	内閣府	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎					
特定地域再生支援利子補給金	認定地域再生計画に記載されている特定政策課題の解決に資する事業を行う事業実施者に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、予算の範囲内で、国から利子補給金を支給するもの。	内閣府	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
社会福祉の増進に資する事業等を行う株式会社に対する投資促進税制	特定政策課題の解決に資する事業を行う株式会社に対する投資について、広く民間から志ある資金を集めるための税制上の優遇措置を講じ、対象事業の充実を図る。	内閣府		◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
特定地域再生事業に係る地方債の特例	施設の統廃合等により不要となった公共施設又は公用施設については、老朽化等による危険性の増大や一定の維持管理コストの発生が見込まれるため、特定政策課題の解決に資する当該施設の除却について、支援措置を講じる。	内閣府 総務省								◎	◎	◎	◎	◎	◎
特定地域再生事業費補助金	特定政策課題の解決に資する地域再生計画の策定又は同計画に基づく事業の実施を支援するため、予算の範囲内で、補助金を交付する。	内閣府	◎	◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
地域における男女共同参画促進総合支援事業	地域における様々な課題解決のための実践的な活動に関する先進事例の収集・分析・提供やアドバイザー派遣等による総合的な支援を行う。なお、アドバイザー派遣の選定に当たって、地域再生計画の認定を受けているものについては、一定の配慮を行う。	内閣府		◎		◎					◎	◎	◎	◎	
地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携事業	「地域再生推進のためのプログラム」（平成16年2月27日地域再生本部決定）では、国が講ずるべき支援措置の1つとして「投資家教育プロジェクトとの連携」が盛り込まれているところである。この事業は、本支援措置を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体に対し、金融庁職員を講師として派遣するなどの支援を行う。	金融庁					◎								
中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。	経済産業省 金融庁					◎								
公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	既存の公共施設を地域活性化事業が目的とする地域の活性化を図るための施設に転用するための増改築等のリニューアル事業で、認定地域再生計画に位置付けられた場合には、地域活性化事業債の対象とする。	総務省								◎					

[illegible]

施 策 名	施 策 概 要	府 省 庁 名	プログラム分類							特定政策課題のテーマ分類				
			雇用 再生	つな がり	再チ ヤレ	交流 連携	産業 活性	知の 拠点	温暖 対策	その他	健康ま ちづく り	郊外田 地再生	中山間 地域	6次産 業化
地域若者サポートステーション事業	地域若者サポートステーション事業について、NPO等を活用し、その設置拠点を拡充（116か所→160か所）するとともに、「サポステ・学校連携推進事業」により、学校との連携を構築し、在学生・中退者支援を推進する。また、新たに合宿形式を含む生活面等のサポートと職場実習の訓練を集中的に行う「若年無業者等集中訓練プログラム事業」を実施し、ニート等の若者の就労を強力に支援する。	厚生労働省	◎	◎	◎									
「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進	（i）高齢者が利用しやすく、地域に密着した介護サービス等の拠点を整備する事業（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金） （ii）高齢者と子供との共生型サービス等、地域における包括的なサービスを推進する事業。（地域介護・福祉空間整備推進交付金） （iii）高齢者保健福祉の増進の観点から実施する高齢者支援システムの構築や介護予防の推進など、各種の先駆的・試行的事業に対して支援を行う老人保健健康増進等事業の実施に当たっては、認定地域再生計画を踏まえ地方の大学と連携したものについては一定程度配慮する。	厚生労働省						◎		◎	◎	◎		
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、その実現に必要な施設整備等の総合的取組を交付金により支援する。	農林水産省			◎	◎	◎					◎	◎	
新規漁業就業者総合支援事業	希望者が経験ゼロからでも円滑に漁業に就業できるよう、就業準備段階における資金の給付を行うとともに、就業相談会等の開催、漁業現場での実地による長期研修、漁業活動に必要な技術習得等、求職者の段階に応じた支援を行うことで、漁業への就業と定着を図り、漁業の高付加価値化を担う人材を確保・育成する。	農林水産省	◎		◎									
6次産業化ネットワーク活動支援事業	農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、農林漁業者等が行う新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援する。	農林水産省					◎	◎					◎	
6次産業化ネットワーク活動交付金	農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の創意工夫を活かしながら、多様な事業者によるネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援する。	農林水産省				◎	◎	◎					◎	
農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業	農林水産・食品分野の成長産業化に向け、提案公募方式により、基礎段階から実用化段階までの研究開発を継ぎ目なく支援。研究評価の結果優れた研究課題は、移行審査を経て次の研究段階へ移行。地域再生法において認定を受けた又は認定を受けることを前提とした「地域再生計画」に位置づけられた研究課題については、採択に当たって一定程度配慮する。	農林水産省					◎	◎					◎	◎
都市農村共生・対流総合対策交付金	農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する、集落連合体による地域の取組を支援する。当該取組が地域再生計画に位置付けられている場合、公募・選定に当たり配慮する。	農林水産省	◎	◎	◎	◎						◎	◎	
「農」のある暮らしづくり交付金	「農」のある暮らしづくりの推進に向けた多様な取組を支援することとし、健康、介護・福祉、教育等の農園の整備等に要する経費を支援する。	農林水産省	◎	◎	◎	◎				◎			◎	

施 策 名	施 策 概 要	府 省 庁 名	プログラム分類							特定政策課題のテーマ分類					
			雇用 再生	つな がり	再チ ヤレ	交流 連携	産業 活性	知の 拠点	温暖 対策	その他	健康ま ちづくり	郊外田 地再生	中山間 地域	G次産 業化	再生可 能エネ ルギー
地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の編成	地方公共団体、地元経済界、国の地方支分部局等の横断的な議論の場（共通プラットフォーム）を活用し、必要に応じて、国の出先事務所・支局等も活用しつつ、地方支分部局の担当課長等からなる「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、市町村と一体となって具体のプロジェクトの実現を支援する。	国土交通省 総務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省 内閣府								◎	◎	◎	◎	◎	◎
地域再生等に資する実用化技術の研究開発助成	地域の諸課題（社会インフラの老朽化、少子高齢化、気候変動に伴う災害など）の解決に資するための研究開発のテーマを国が示し、そのテーマに対し、民間企業や大学等の研究開発提案を公募し、より効果的・効率的な研究開発に対し助成を行う競争的資金制度。産学官の連携等により、地域が抱える建設技術に関する課題解決に対して先駆的に行う研究開発であり、かつ、他地域への応用性のある建設技術の研究開発課題を対象に公募を実施。地域再生計画に位置づけられたものについて配慮。	国土交通省						◎				◎	◎		
訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）	現地消費者に向けて直接情報発信をする市場の拡大（シンガポール、タイ、マレーシアを追加）を行い、首都圏空港の発着枠拡大等と連動させた訪日プロモーションの展開、また、国際会議等（MICE）の誘致・開催を促進するため、我が国のMICE競争力の強化に集中的に取り組むほか、訪日外国人の受入環境整備を推進する。 ※MICE(Meeting,Incentive,Convention,Exhibition/Event)	国土交通省	◎	◎		◎	◎	◎						◎	
「コミュニティ・レール」化への支援（幹線鉄道等活性化事業（連携計画事業））	潜在的な鉄道利用ニーズが大きい地方都市やその近郊路線等について、総合連携計画に基づき大幅な利便性向上等を図る施設整備を支援する。	国土交通省				◎									
地域公共交通確保維持改善事業	多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。	国土交通省				◎		◎			◎	◎	◎		
補助対象施設の有効活用	補助対象財産を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、手続を簡素合理化することとし、法第21条により、認定地域再生計画に基づき、補助対象財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合においては、地域再生計画の認定を受けたことをもって、補助金等適正化法第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとして取り扱い、転用を認めることとする。用途や譲渡先について差別的な取り扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする。	全府省庁								◎	◎	◎	◎		